

平成 25 年 6 月 13 日

(報道発表資料)

株式会社オプティキャスト
NTT 東日本埼玉支店

埼玉県エリアにおける「フレッツ・テレビ」および「スカパー！プレミアムサービス光」等の 提供エリア拡大(予定)と事前受付の開始について

スカパーJSAT 株式会社(本社:東京都港区、代表取締役 執行役員社長:高田 真治)の子会社である株式会社オプティキャスト(本社:東京都港区、代表取締役社長:石川 俊之、『以下、「オプティキャスト」という』)とNTT 東日本 埼玉支店(支店長:光山 由一)は、連携して提供中である「フレッツ・テレビ」※1について、平成 25 年 7 月 1 日(月)を目途に埼玉県内の提供エリアを拡大する予定です。

また、オプティキャストが提供する「フレッツ・テレビ」のオプションサービスである「スカパー！プレミアムサービス光」※2 の提供エリアも同様に拡大する予定です。

これに伴い、「フレッツ・テレビ」および「スカパー！プレミアムサービス光」について、平成 25 年 6 月 14 日(金)より別紙のエリアにおいて事前受付を開始します。

※1 「フレッツ・テレビ」とは、NTT 東日本が提供する電気通信サービス「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約により、地上/BS デジタル放送が受信できるようになるサービスです。

集合住宅のオーナー様又は管理会社様、管理組合様を対象に建物単位で地上/BS デジタル放送の受信ができるようになるプラン(フレッツ・テレビ建物一括契約プラン)もございます。なお、サービスのご利用には対応したテレビまたはチューナーが必要です。

詳細は、以下のホームページをご覧ください。

「フレッツ・テレビ」: フレッツ公式ホームページ(<http://flets.com/ftv/index.html>)

※2 「スカパー！プレミアムサービス光」とは、「フレッツ・テレビ」を利用してスカパー！のハイビジョン放送等を視聴できるサービス*です。

「スカパー！光パック HD」では、プロ野球をはじめとするスポーツ、海外ドラマ、韓流、映画、アニメ、ドキュメンタリーなど、多彩なチャンネルが視聴できます。この他、Jリーグや海外サッカーをハイビジョンで楽しめるセットや、チャンネル単位でご契約可能な「アラカルトチャンネル」も多数ございます。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

「スカパー！プレミアムサービス光」: スカパー！ホームページ(<http://www.skyperfectv.co.jp/hikari/>)

* テレビ 151 チャンネル(内、ハイビジョン 117 チャンネル) + ラジオ 100 チャンネルが視聴できます。<平成 25 年 7 月 1 日予定>

スカパー！プレミアムサービス光の専門チャンネルをご覧になるには、テレビ 1 台ごとにスカパー！プレミアムサービス光対応チューナーが必要です。

1. 平成 25 年 7 月におけるサービス提供拡大予定エリアおよび事前受付開始日等について

「フレッツ・テレビ」および「スカパー！プレミアムサービス光」の事前受付、およびサービス提供拡大予定エリアは以下のとおりです。

サービス提供拡大予定エリア	事前受付開始日	サービス提供予定日
さいたま市岩槻区、桶川市、加須市、久喜市、熊谷市、幸手市、行田市、鴻巣市、坂戸市、春日部市、深谷市、大里郡寄居町、東松山市、南埼玉郡宮代町、入間市、白岡市、比企郡滑川町、比企郡吉見町、比企郡川島町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町、北足立郡伊奈町	平成 25 年 6 月 14 日(金) 午前 9 時	平成 25 年 7 月 1 日(月)

※上記提供エリア内でも、サービスのご利用をお待ちいただいたり、サービスをご利用いただけない場合があります。

※上記サービス提供拡大予定エリアの詳細については、【別紙】をご参照ください。

2. お客さまからのお申し込み、お問い合わせ

(1) インターネットからのお申し込み、お問い合わせ

■スカパー！プレミアムサービス光ホームページ：<http://www.skyperfectv.co.jp/hikari/>

■フレッツ公式ホームページ：<http://flets.com/>

(2) 電話でのお申し込み、お問い合わせ

■オペティキャスト【スカパー！プレミアムサービス光】

スカパー！カスタマーセンター

電話番号：03-4334-7821 または 0570-087-235

受付時間：午前 10 時～午後 8 時（年中無休）

■NTT 東日本【フレッツ・テレビ、フレッツ・テレビ 建物一括契約プラン】

電話番号：0120-116116（携帯電話・PHS からもご利用いただけます。）

受付時間：午前 9 時～午後 7 時（土・日・祝日も受け付けております。年末年始 12/29～1/3 を除きます。）

※平成 25 年 7 月からは午前 9 時～午後 5 時の受付となります。

【別紙】

サービス提供拡大予定エリア、および事前受付開始日等について

次の行政区内において「フレッツ・テレビ」、および「スカパー！プレミアムサービス光」のサービス提供拡大予定エリアへの、事前受付を開始する予定です。

事前受付開始日	サービス提供予定日	サービス提供拡大予定エリア
<p>平成 25 年 6 月 14 日(金) 午前 9 時</p>	<p>平成 25 年 7 月 1 日(月)</p>	<p>【全域でサービス提供可能となる行政区】 南埼玉郡宮代町、比企郡川島町、比企郡鳩山町</p> <p>【一部の地域でサービス提供可能となる行政区】 さいたま市岩槻区 古ヶ塚1～2丁目、上野1～6丁目、上里1～2丁目、諏訪1～5丁目、大字古ヶ塚、大字慈恩寺、大字鹿室、大字小溝、大字相野原、大字徳力、大字裏慈恩寺、大字裏慈恩寺、東岩槻1～3丁目の各全域 および大字上野、大字南辻の各一部</p> <p>桶川市 坂田東1～3丁目、赤堀1～2丁目、大字五町堂、大字篠津、大字倉人新田、大字小針領家、大字倉田の各全域 および大字加納、大字坂田、末広2～3丁目の各一部</p> <p>加須市 阿佐間、愛宕1～2丁目、芋釜、岡古井、下崎、下種足、外紀新田、外川、外田ヶ谷、間口、旗井、騎西、牛重、琴寄、元町、戸崎、戸室、向川岸町、鴻釜、根古屋、佐波、砂原、細間、杓子木、松永新田、上高柳、上崎、上種足、新井新田、新川通、新利根1～2丁目、諏訪1～2丁目、正能、生田、西ノ谷、大門町、中ノ目、中央1～2丁目、中種足、中渡、土手1～2丁目、道地、道目、内田ヶ谷、南町、日出安、馬内、浜町、不動岡、不動岡1～3丁目、富士見町、豊野台1～2丁目、北下新井、北大塚、北平野、陸町1～2丁目、本町、弥兵衛、礼羽の各全域 および下高柳、下三俣、下谷、戸川、志多見、上三俣、多門寺、東栄1～2丁目、南塚崎、平永、北塚崎、北小浜の各一部</p> <p>久喜市 伊坂、栄1丁目、河原代、外野、葛梅、葛梅1～3丁目、間鎌、久本寺、栗橋、栗橋中央1～2丁目、栗橋東1～6丁目、栗橋北1～2丁目、狐塚、高柳、佐間、砂原1丁目、桜田1～5丁目、小右衛門、松永、葛瀬町下橋間、葛瀬町河原井、葛瀬町三箇、葛瀬町炭山枝郷、葛瀬町小林、葛瀬町昭和沼、葛瀬町葛瀬、葛瀬町上橋間、葛瀬町上大崎、葛瀬町新堀、葛瀬町台、上川崎、上内、新井、西大輪、西大輪1～5丁目、中妻、中里、島川、東大輪、南栗橋1～12丁目、八甫、八甫1～5丁目、北広島、緑1丁目、藍宮、藍宮1～6丁目、藍宮中央1～2丁目の各全域 および種ノ口の各一部</p> <p>熊谷市 永井太田、下増田、葛和田、間々田、吉所敷、玉井1～5丁目、玉井南1～3丁目、玉作、原井、御稜威ヶ原、向谷、江波、高本、高柳、妻沼西1～2丁目、妻沼中央、妻沼東1～5丁目、三ヶ尻、市ノ塚、拾六間、出来島、小八林、沼黒、上江波、上根、上須戸、新堀、新堀新田、西城、西別野、西野、川原明戸、船木台1～5丁目、香ヶ島、相上、大野、男沼、津田、津田新田、田島、東別野、道ヶ谷戸、ハツコ、八木田、籠塚、美土里町1～3丁目、榎瀬、武休、別府1～5丁目、井財、箕輪、弥藤吾、青山、龍原南1～3丁目の各全域 および久下、久保島、玉井、鹿戸、小島、上奈良、大塚生、中曾根、日向の各一部</p> <p>幸手市 栄、吉野1丁目、春日向1～4丁目、上高野1丁目、西1～2丁目、大字内藤内、大字下川崎、大字外園府間、大字吉野、大字権現堂、大字幸手、大字高須賀、大字松石、大字上高野、大字千塚、大字中川崎、大字天神島、大字内園府間、中1～6丁目、天神島1丁目、東1～5丁目、南1～3丁目、北1～3丁目、緑台1～2丁目の各全域 および大字戸島、大字上吉沼、大字神明内の各一部</p> <p>行田市 門井町1丁目の一部</p> <p>鴻巣市 すみれ野、愛の町、稲荷町、榎戸、榎戸1～2丁目、下忍、加美3丁目、鎌塚1～5丁目、宮前、南原、糠田、三ツ木、三町免、市ノ橋、寺谷、小谷、新宿1～2丁目、神明3丁目、吹上、吹上富士見1～4丁目、吹上本町1～5丁目、赤見台1～4丁目、川面、前砂、波、大戸、大間1～2丁目、筑波1～2丁目、中井、堤町、登戸、南1～2丁目、八幡田、北新橋、北中野、箕田、明用、緑町の各全域 および神明1～2丁目、大間の各一部</p> <p>坂戸市 大字小沼、大字赤尾の各一部</p> <p>春日部市 永沼、下柳、金崎、新宿新田、水角、西金野井、赤崎、大森、東中野、飯沼、米崎の各全域 および小平、上金崎、上柳、立野の各一部</p> <p>深谷市 伊勢方、稲荷町1～3丁目、稲荷町北、栄町、永田、櫻合、萱場、起合、宮ヶ谷戸、境、曲田、橋引、見晴町、原郷、藤森、江原、荒川、高畑、園崎寺町、黒田、桜ヶ丘、寿町、秋元町、宿根、小前田、沼尻、上栗町西1～7丁目、上栗町東1～7丁目、上増田、上敷免、上野台、常盤町、新井、深谷、深谷字西原～字町境、深谷町、人見、西大沼、西島、西島4～5丁目、西島町1～3丁目、石塚、折之口、前小屋、大谷、大塚島、谷之、仲町、天神町、田所町、田谷、東大沼、東方、東方町1～5丁目、藤野木、内ヶ谷、二ツ小屋、柏台、稲穂町1丁目、武蔵野、北根、堀米、本住町、本田ヶ谷、明戸、矢島、緑ヶ丘、蓮沼の各全域 および橋坂、長在家、田中、普濟寺の各一部</p> <p>大里郡寄居町 大字用土</p> <p>東松山市 あずま町1～4丁目、旗立台、元宿1～2丁目、桜山台、松風台、大字岡、大字岩殿、大字宮鼻、大字高坂、大字神戸、大字正代、大字西本宿、大字早俣、大字大黒部、大字田木、大字毛塚、白山台の各全域 および大字下唐子、大字葛袋、大字大谷、大字東平の各一部</p> <p>入間市 金子中央、三ツ木台、大字下谷ヶ貫、大字花ノ木、大字狭山ヶ原、大字狭山台、大字駒形富士山、大字高根、大字根岸、大字寺竹、大字上谷ヶ貫、大字西三ツ木、大字南塚、大字二本木、大字木蓮寺の各全域 および宮寺、大字小谷田、大字新久、大字関町屋、大字中神の各一部</p> <p>白岡市(旧南埼玉郡白岡町) 新白岡1～3丁目、西1～10丁目、大字岡泉、大字下野田、大字高岩、大字寺塚、大字実ヶ谷、大字篠津、大字小久喜、大字上野田、大字千秋野、大字太田新井、大字瓜田ヶ谷、大字白岡、大字彦兵衛、大字野中、白岡東の各全域 および大字下大崎、大字荒井新田の各一部</p> <p>比企郡清川町 大字山田の一部</p> <p>比企郡吉見町 大字中曾根、大字田甲の各一部</p> <p>北葛飾郡杉戸町 高野台西1～6丁目、高野台東1～2丁目、高野台南1～5丁目、杉戸1～7丁目、清地1～6丁目、倉松1～5丁目、大字茨島、大字下高野、大字下野、大字杉戸、大字清地、大字倉松、大字大島、内田1～4丁目の各全域 および大字堤根、大字本郷、大字本島の各一部</p> <p>北足立郡伊奈町 学園4丁目、舞1丁目、西小針2～7丁目、大字小針新宿、大字小針内宿、内宿台1～6丁目の各全域 および学園2丁目、舞2～3丁目、西小針1丁目、大字羽真の各一部</p>

※本表に記載のエリア内でも、サービスのご利用をお待ちいただいたり、サービスをご利用いただけない場合があります。